

山ノ内町宅地開発及び中高層建築物指導要綱

平成元年 6月22日告示第25号

改正 平成 9年10月29日告示第45号

(目的)

第1条 この要綱は、山ノ内町において宅地開発及び中高層建築物の建築を行う者、並びにその後の管理を行う者(以下「事業者」という。)に対し自然の保護、町民の生活環境の保全及び災害の防止等を基本とした指導を行い町民の快適で安全な住環境の確保と、リゾート都市としての健全な発展を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、次の各号の一に該当する事業に適用するものとする。ただし、国、地方公共団体及び町が2分の1以上出資している法人の行う事業は、除く。

- (1) 宅地開発事業でその規模が2,000平方メートル以上のもの。
- (2) 中高層建築物の建設事業でその建築物が次の規模を有するもの。
 - ア 商業地域及び用途地域の指定のない地域、並びに都市計画区域外における建築物は、高さ(建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面からの高さをいう。以下同じ。)が18メートル以上のもの。
 - イ アに掲げる用途地域以外の用途地域における建築物は、高さが15メートル以上のもの。
- (3) 宅地開発拡張事業又は建築物の増築事業において、その拡張後の面積又は、増築後の高さが前各号に該当するもの。

(同意)

第3条 事業者は、原則として近隣関係者の同意を得るものとする。なお、近隣関係者で組織された団体又は、町内会等と協定を締結した場合は、その代表者との同意をもって代えることができる。

2 日照に係る利害関係者の同意については、「山ノ内町日照等に関する指導基準」によるものとする。

(近隣関係者の範囲)

第4条 前条の近隣関係者の範囲は、第1条の目的ののっとり概ね次のとおりとする。

- (1) 宅地開発事業
 - ア 開発地に隣接する土地、家屋所有者及び居住者
 - イ 排水により著しい影響を受けると認められる者
 - ウ その他町長が特に影響を受けると認める者
- (2) 中高層建築物の建設事業
 - ア 日影により著しい影響を受けると認められる土地、家屋所有者及び居住者
 - イ 計画建物から水平距離で、次の範囲内にある土地、家屋所有者及び居住者
 - (ア) 商業地域及び用途地域の指定のない地域、並びに都市計画区域外の地域においては、建物の高さの1.5倍
 - (イ) (ア)に掲げる用途地域以外の用途地域においては、建築物の高さの2倍
 - ウ テレビ電波の障害を受けると認められる者
 - エ 排水により著しい影響を受けると認められる者
 - オ その他町長が特に影響を受けると認める者

(開発の抑制)

第5条 次の各項に掲げる地域における開発(建築)は抑制するものとする。ただし町長が支障がないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 上水道、簡易水道等の水源に影響を及ぼすおそれのある地域
- (2) 河川の流下能力が不足している地域
- (3) 災害の発生が想定される地域
- (4) 文化財及び史跡等、あるいは景観保全を特に必要とする地域
- (5) 保存を必要とする樹木の存する地域又は、樹林地
- (6) その他町長が特に必要と認める地域

(行政計画に対する協力)

第6条 事業者は、事業の計画にあたっては、山ノ内町総合計画、都市計画、道路計画等に対し協力するものとする。

(公共施設整備に要する費用の負担)

第7条 事業者は、その事業に関連して生ずる公共施設及び消防施設の整備等に要する費用について、町長と協議の上、別に定めるところにより負担するものとする。

(一般行政協力金の負担)

第8条 事業者は、中高層建築物の建築事業でその建築用途がリゾートマンション、メンバーズホテル等に係るものについては、町長と協議のうえ別表第1に定めるところにより一般行政協力金を負担するものとする。

(公共公益用地等の提供)

第9条 事業者は、町民の福利増進に必要な公共公益用地及び施設等について町長が必要と認めた場合は、町に無償で提供するものとする。

(文化財の保護)

第10条 事業者は、事前に埋蔵文化財の有無の確認及び発掘調査等について、町と十分協議しなければならない。
(公害防止)

第11条 事業者は、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、悪臭等の公害が発生しないよう措置するものとする。また、公害が発生した場合には、直ちに原因の除去、復旧、補償等について適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、町長及び近隣関係者と締結した協定事項については、誠実に履行するものとする。

2 事業者は、その事業が近隣関係者の住環境に支障を及ぼさないよう努力すると共に、相隣間の紛争防止に努めるものとする。

3 事業者は、事業区域の土地又は、建物の分譲、若しくは譲渡を行う場合は、譲受人等に対し、協定によって遵守することとされている事項について、これを明確に表示し、その承継を図るものとする。

第2章 事業計画の事前公開

(事業計画の事前公開)

第13条 事業者は、法令に定められた手続を行う30日以上前から、事業計画の概要を記載した標識(第2号様式)を事業計画地で、近隣住民の見やすい所に設置するものとする。

2 事業者は、事業計画を変更した場合は、すみやかに標識の記載事項を訂正するものとする。

(説明会等の開催)

第14条 事業者は、公開後近隣関係者に、事業計画の内容及び工事施行方法について説明会を開催し、近隣関係者と協議するものとする。

2 事業者は、前項の協議により必要が生じた場合は、近隣関係者と協定を締結するものとする。

(事業計画の事前協議)

第15条 事業者は、法令に定められた手続を行う20日前に事業計画の内容及び工事施行方法等について、この要綱の定めるところにより、町長と協議(第1号様式)するものとする。

2 事業者は、前項の規定による町長との協議には、別表第2に掲げる設計図書等のうち該当する書類を2部提出するものとする。

(指導)

第16条 町長は、前条の協議において必要があると認めるときは、第1条に定める目的を達成するために適切な指導を行うものとする。

第3章 公共施設

(道路)

第17条 事業者は、事業施工区域内に町の道路整備計画がある場合は、その計画に適合するよう整備するものとし、事業施行区域外についても、町長が必要と認める範囲まで整備するものとする。

2 前項の規定により整備する道路については、あらかじめ町長との協議により事業完了後の管理者を明確にしておくものとする。なお、町長が管理することとなる道路については、無償で提供するものとする。

3 開発事業等により築造する道路構造は、次によるものとする。

(1) 開発区域内の幹線道路は、公道に接するものとし、その車道幅員は6メートル以上とする。

(2) 道路はセメントコンクリート又は、アスファルトコンクリート舗装とし、かつ、雨水等を有効に排出するため必要な側溝等の排水施設を設けるものとする。

(3) 道路の縦断勾配は6パーセント以下とする。但し、地形等によりやむを得ないと認められる場合、小区間に限り舗装のうえ、「すべりどめ」の処置を施し9パーセント以下とすることができる。

4 道路の側面には、電柱、その他の交通障害となるような施設を設置しないものとする。

5 道路の屈曲又は、交差部には、隅切を設け、車両の運行が容易な構造とし、その基準は、道路構造令によるほか、「消防法及び消防水利の基準」に規定する基準によるものとする。

(公園、緑地及び緑地帯)

第18条 事業者は、第2条第1項に該当する事業について次の各号に掲げる基準により公園、緑地を設けるものとし、あらかじめ町長との協議により、事業完了後の所有者及び管理者を明確にしておくものとする。なお、町長が管理することとなる公園、緑地については、町に無償で提供するものとする。

(1) 開発面積が3,000平方メートル以上20,000平方メートル未満の計画については、開発面積の3パーセント以上の面積とし、その面積は、100平方メートル以上とする。ただし、公園、緑地は原則として1箇所とする。

(2) 開発面積が20,000平方メートル以上の計画については開発面積の5パーセント以上の面積とし、その面積は、1,000平方メートル以上とする。

2 公園、緑地等の土地の所有権が将来町に帰属することが明確な場合、事業者は、あらかじめ所有者移転の時期及び管理の方法等について別に協定するものとする。

3 公園、緑地は、原則として平坦であることとし、利用者の安全と、有効な利用が確保される場所に設けるものとする。

4 事業者は、緑地帯(石積等を除く。)を次の基準により設けるものとする。ただし、開発面積が20,000平方メートル未満の計画については町長との協議により定める。

(1) 国道及び県道から10メートル以上

(2) 町道及び開発区域内の幹線道路から3メートル以上

- (3) 開発区域内の支線道路から2メートル以上
- (4) 開発区域の境界にそって、その内側に3メートル以上
(公共下水道)

第19条 事業者は、事業区域が公共下水道処理区域に含まれる場合は、その計画に基づき町長と協議し、公共下水道に接続するものとする。

- 2 前項の場合において、町長は施設の新設改良の負担及び流量調整池の設置を求めることができる。
- 3 町長は第1項の規定にかかわらず、その建物用途により公共下水道処理区域外とすることができる。
(水道)

第20条 町長は、山ノ内町営水道条例(昭和39年9月16日条例第53号。以下「条例」という。)第4条に定める水道毎に水の供給能力及び需給見込みとを勘案し、平常時において需給がひっばくすることが考慮され、既契約者に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、新規給水契約の申し込みを拒否するものとする。

- 2 その他給水については、条例及び関係例規の定めるところによる。

第4章 防災安全対策

(雨水排水)

第21条 事業者は、事業施行区域内及びその周辺の雨水を有効に排水できる施設を設けるものとする。

- 2 排水施設の設計基準は、長野県の「自然保護条例取扱要領(昭和54年9月25日制定)」に定める降雨強度及び流出係数を参考に関係機関と協議して定めるものとする。
- 3 排水施設は、放流先の排水能力、水利の状況等勘案し、適切な排水ができる施設に接続するものとする。なお、放流先の排水能力が不足し若しくは、未整備な施設と認められる場合には管理者と協議のうえ、事業者の負担において整備を行うものとする。

(防災施設)

第22条 事業者は、町及び県の指示に従い、防災施設を施行するものとする。

- 2 事業者は、立木の伐採又は、土地の区画形質の変更により生ずる土砂の流出防止については、砂防せき堤等を設置するものとし、これらの防災施設は、事業に先行して設置しなければならない。

(消防用施設)

第23条 事業者は、消防用施設について、山ノ内町消防本部と協議して措置するものとする。

(交通安全対策等)

第24条 事業者は、事業区域及びその周辺の道路又は、水路等について管理者と協議のうえ、必要な施設を設け安全対策に努めるものとする。

- 2 事業者は、必要に応じ防犯灯を設置するものとする。

第5章 環境の整備、保全

(自然環境の保全)

第25条 事業者は、事業区域内において、積極的に緑化対策を講ずるとともに、樹木の伐採を極力さけるものとし、切土、盛土の量を最小限にとどめ、自然環境の保全及び緑化の推進を図るものとする。

- 2 建築物の外壁の色彩については、周囲の自然環境との調和に配慮し、その色彩については町長と協議するものとする。

(農地の保全)

第26条 事業者は、その事業により、周辺の農地に被害を及ぼすことのないよう十分配慮するものとする。

(ごみ処理)

第27条 事業者は、事業所内から排出されるごみは、「山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により処理するものとする。

- 2 廃棄物の排出にあたっては、可燃ごみ、埋め立てごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別し、ごみの減量化に努めるものとする。

(浄化槽放流水)

第28条 事業者は、浄化槽を設置する場合関係者(区、水利組合、隣接者等)と協議するものとする。

- 2 放流水については、「山ノ内町における放流水の指導基準」(昭和61年4月1日)の規定に基づき水質浄化を図るものとする。

(地下水汲み上げ)

第29条 事業者は、事業区域内に削井計画がある場合は、「山ノ内町の温泉開発に関する指針」(平成元年4月12日)の規定によるものとする。

(駐車場の整備)

第30条 事業者は、事業区域内に、その住居者及び利用者のため必要な駐車場を確保するものとする。

- 2 宅地分譲計画にあっては、区画内に駐車スペースがとれるように、1区画面積の算定に十分配慮すること。
- 3 中高層建築物にあっては、概ね次の基準に従って駐車場を確保するものとする。
 - (1) 共同住宅 全戸数の2分の1以上で必要とする台数とし、1台当たり標準面積は、15平方メートルとする。
 - (2) その他 建築物の延床面積(屋内駐車場分を除く)を150平方メートルで除した台数以上

第6章 中高層建築物の建築等

(日照の確保)

第31条 事業者は、建築物の計画に際し「山ノ内町日照等に関する指導基準」の規定に基づき日照の確保を図るものとする。

(風雪害)

第32条 事業者は、建築物により近隣の住宅、道路、水路等に風や雪による障害が起こらないよう配慮して設計するとともに、雪庇対策を講ずるものとする。

2 事業者は、建築物を計画する場合、屋根雪を自己の敷地内で処理できるよう隣地境界からの距離を確保するものとする。

(電波障害)

第33条 事業者は、建築物により付近住民が受信するテレビに電波障害が生ずると予想される場合には、事前に該当地域の電波の状態を調査するものとする。

2 事業者は、電波障害が発生したときは、その障害対策として必要な施設を事業者の負担において設置するものとする。

3 前項の施設の維持管理に必要な事項については、近隣関係者とあらかじめとり決めておくものとする。

(緑地)

第34条 事業者は、建築物の周辺に次の表に掲げる基準で緑地を設けるものとする。

敷地面積区分	緑地割合
2,000㎡以上3,000㎡未満	5%
3,000㎡以上	7%

2 事業者は、建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)を算出するときは、前項の緑地割合による面積を敷地面積から除くものとする。

3 事業者は、第1項の緑地面積に対し、樹木による緑地割合を60パーセント、その他の緑地を40パーセントとする。なお、樹木は高木を植樹することとする。

第7章 その他

(管理体制)

第35条 事業者は、事業区域内の施設で自ら管理することとなるものについて、事前に管理体制を明確にしておくものとする。

2 事業者は、当該建築物の用途が共同住宅の場合、常駐管理人を置かなければならない。

3 事業者は、共同住宅の入口に管理責任者の氏名連絡先を明示した表示板(第3号様式)を設置するとともに、住民からの苦情等に直ちに対応できるようにするものとする。

4 事業者は、共同住宅の入居者遵守事項を定め、入居者と共に関係者及び町内会等との協定事項を遵守し、承継者への徹底に努めるものとする。

5 事業者は、当該施設の管理状況及び利用状況等について町長が調査を求めた場合は、速やかに応じなければならない。

(開発審査会)

第36条 町長は、事業計画の審査を行うため開発審査会を置くものとし、その構成員は関係主管課長とする。

(事業者の変更)

第37条 事業者は、審査中の事業又は、施行中の事業で事業者、設計者及び工事施行者の変更を行う場合は、事業者等変更届(第4号様式)を町長に提出するものとする。

(事業計画中止の報告)

第38条 事業者は、事業計画を中止したときは、事業計画中止報告書(第5号様式)により町長に報告するものとする。

(指導要綱に従わない者に対する措置)

第39条 この指導要綱に従わない者に対しては、町長は必要な協力を行わないことがある。

(その他)

第40条 この指導要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年6月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行期日前既に竣工、建設中、或は関係法令に基づいて申請中のものは、なお、従前の例による。

附 則(平成9年10月29日告示第45号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

別表第1（第8条関係）

一般行政協力金算定基準	納入期限
中高層建築物の建設事業でその建物用途がリゾートマンション、メンバーズホテル等に係わるもの 1住戸当たり 200,000円	建築確認済書の交付の日

別表第2（第15条関係）

		宅地 開発	中高 層建 築物	特に明示すべき事項
1	事業計画書（第6号様式）			
2	位置図、案内図	1/2,500		
3	公図の写し	1/600		方位事業区域
4	標識設置報告書（第7号様式）写真添付			
5	誓約書（第8号様式）			
6	近隣居住者説明報告書（第9号様式）			
7	近隣関係者名簿（第10号様式）			
8	同意書（第11号様式）			
9	削井協議書			
10	土地権利者の一覧表			土地謄本添付
11	求積図	1/500		
12	土地利用計画図	1/500		公共施設（道路、公共下水道、水道）公益施設の位置名称、予定建築物の配置、駐車場等
13	造成計画平面図	1/500		周囲（道路、水路、隣地等）との高低差
14	計画縦横断面図	H=1/100 L=1/500		
15	給排水計画平面図、排水計算書	1/500		排水施設の種別、材料内のり寸法、部分延長、勾配、給排水系統配管図
16	排水施設構造図	1/50		
17	道路、水路標準断面図			
18	道路、水路縦横断面図			
19	防災施設構造図			
20	附近状況図			
21	日影図	1/500 以上		該当者一覧表、冬至日の8時から16時までの日影障害が予想される建築物の位置の記入したもの
22	配置図			
23	各階平面図	1/100		
24	立面図	1/100		
25	断面図	1/100		
26	平均地盤面算定図			
27	土量計算書（残土処理計画書）			
28	現況写真			
29	緑化計画図	1/500		緑地の面積、植栽の種別
30	テレビ電波障害事前調査報告書（第12号様式）			該当者一覧表
31	テレビ電波障害改善対策書（第13号様式）			該当者一覧表
32	その他町長が特に必要と認めるもの			委任状

印は添付すべきもの。 印は必要と認められた場合添付するもの。

第1号様式（第15条関係）

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所
事業者
氏 名

印

山ノ内町宅地開発及び中高層建築物指導要綱に基づく審査を願いたく、関係書類を添え提出
します。

（添 付 書 類）

（注）指導要綱第15条第2項に定める書類及び設計図書を添付のこと。

第2号様式(1)(第13条関係)

建築計画の概要	
建築敷地の地名地番	
用途構造	
規模	地上 階 (高さ m) 地下 階 (m)
建築面積	m ² (延面積 m ²)
着工予定	平成 年 月
建築主	住所 氏名 TEL
設計者	住所 氏名 TEL
施工者	住所 氏名 TEL
標識設置年月日	平成 年 月 日
問合せ先	担当者名 TEL

90 cm
以上

90 cm以上

第2号様式(2)(第13条関係)

90 cm以上				
90 cm 以上	宅地造成等計画の概要			
	開発地の地名 番			
	宅造等の用途			
	開発面積	m ²	分譲区画数	
	着工予定	平成	年	月
	事業主	住所 氏名	TEL	
	設計者	住所 氏名	TEL	
	工事施行者	住所 氏名	TEL	
	標識設置年月日	平成	年	月
問い合わせ先	担当者名	TEL		

第3号様式（第35条関係）

25 cm
以上

この建物の管理は下記の管理者が行っています。
ご用の方はご連絡下さい。

管 理 者	住 所 氏 名
連 絡 先	所 在 地 電 話 番 号

35 cm以上

表示板は、金属又は合成樹脂等破損しにくい材質を使用し、容易に剥離しない方法で取りつけること。

第4号様式（第37条関係）

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所

事業者

氏 名

印

次のとおり変更したので山ノ内町宅地開発及び中高層建築物指導要綱第 37 条の規定により提出します。

なお、貴町の指導要綱（協定事項）については、誠意をもって履行します。

協定年月日	平成 年 月 日		
事業の名称目的			
施行場所	番地 外 筆		
事業概要等			
変更事項	事業者の変更	新事業者の住所・氏名	
		旧事業者の住所・氏名	
	設計者の変更	新設計者の住所・氏名	
		旧設計者の住所・氏名	
	工事施行者の変更	新工事施行者の住所・氏名	
		旧工事施行者の住所・氏名	
変更の理由			

（注）事業者の変更の場合は、新・旧事業者連名で提出してください。

第5号様式（第38条関係）

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所

事業者

氏 名

印

住 所

設計者

氏 名

印

先に提出した下記の事業計画を都合により中止したので報告します。

記

建築計画概要

建築場所

番地

建築物の用途

階数・高さ

階

メートル

宅地開発計画の概要

開発地の地名地番

番地

宅造等の用途

開発面積

m²

第6号様式(1)

区 分		内 容				
1	事業者住所氏名	住所	連絡先・担当者・TEL			
		氏名				
2	設計者住所氏名	住所	連絡先・担当者・TEL			
		氏名				
3	工事予定者住所氏名	住所	連絡先・担当者・TEL			
		氏名				
4 事業の目的						
5 事業の名称						
6						
敷地 の 現 況		既取得地	未取得地	計	割合	
		計(開発面積)	m ²	m ²	m ²	100%
		宅 地				
		農地(田・畑)				
		山 林				
		公共施設の用地				
		その他()				
8 都市計画等		用途地域 イ第1種住居専用 ロ第2種住居専用	用途地域 ハ住居地域 ニ商業地域	用途地域 指定なし	都市計画 区域外	
事業計画の概要	(1) 建築延面積 主要用途		m ²	建ぺい率 容積率	% %	
	(2) 建築物の 構 造	造 地上 地下	階建	建築物の 高 さ	M	
	(3) 計 画 戸 数 ・ 人 口	棟 戸 人				
	(4) 工 事 予 定 間 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	(5) 道 路 計 画					
	(6) 公 園 緑 地 画 計					
	(7) 排 水 計 画					
	(8) 汚 水 処 理 画 計					

(9) 水道計画	
(10) 消防用施設計画	
(11) ごみ処理計画	
(12) 防犯施設計画	
(13) 防犯灯計画	
(14) 駐車場計画	
(15) 日照対策	
(16) 電波障害対策	
(17) 公害防止計画	
(18) 施設管理維持計画	
備考	

第6号様式(2)

区 分		内 容				
1	住所	連絡先・担当者・TEL				
	氏名					
2 設計者住所氏名	住所	連絡先・担当者・TEL				
	氏名					
3 工事予定者住所氏名	住所	連絡先・担当者・TEL				
	氏名					
4						
5						
6						
7 地 目 別 概 要		既取得地	未取得地	計	割合	
	計(開発面積)	m ²	m ²	m ²	100%	
	宅 地					
	農地(田・畑)					
	山 林					
	保安林					
	公有林					
	その他()					
8	用途地域 イ第1種住居専用 八住居地域 ロ第2種住居専用 二商業地域			用途地域 指定なし	都市計画 区域外	
9 事業計画の概要		計	m ²	%		
	(1) 画	分譲面積				
		道路用地面積				
		公園用地面積				
	(2) 計画区画 数・人口	区画 人				
	(3) 工事予定 工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	(4) 道路計画					
(5) 公園緑地 計画						

(6) 排水計画	
(7) 汚水処理計画	
(8) 水道計画	
(9) 消防用施設計画	
(10) ごみ処理計画	
(11) 防災施設計画	
(12) 防犯灯計画	
(13) 駐車場計画	
(14) 公害防止計画	
(15) 施設維持管理計画	
備 考	

第7号様式

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所

事業者

氏 名

印

T E L

次のとおり事業予定地に標識を設置したので報告します。

敷地図（標識設置場所を明示すること。）

（注）標識設置の状況写真及び標識の内容がわかるクローズアップ写真を各一葉ずつ裏面に貼付し同時に提出すること。

第8号様式

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所
事業者
氏 名 印
住 所
設計者
氏 名 印
住 所
施工者
氏 名 印

このたび山ノ内町 番地に の事業をするに当たり、付近住民及び近隣関係者の理解と協力を求め、紛争等を生じさせないよう努めます。

なお、紛争が生じた場合には、誠意をもって解決にあたることを誓約いたします。

第9号様式

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

山ノ内町 番地に計画している宅地開発、中高層建築物について、事業計画なら
びに工事に伴う事項等について説明を行ったので報告いたします。

住 所

事 業 主

氏 名

印

住 所

設 計 者

氏 名

印

住 所

工 事 施 工 者

氏 名

印

第9号様式(1)

経過説明 説明の方法、説明者名、説明に用いた図面名等を記入し、交渉過程における質疑、対策等の概略並びに異議があった場合の内容を記入すること。

--	--

第9号様式(2)

区 分	事 項	該 当 に 印		特記事項	備 考
1 公開標識の設置	事業計画公開標識を設置した日付	月 日設置			
2 近隣関係者	この事業計画を付近状況図に示されている範囲の人々に説明を終了した日付	平成 年 月 日			
	屋上に看板、水槽、キュービクルなどを設置するか。	す る し ない 看 板 水 槽 キュービクル			
3 相隣関係	事業計画の敷地の権利関係	自 己 所 有 地	借 地		
	各隣接地（除く道路）の所有者は。	官 有	民 有		
	隣接地との壁面最小距離は。	側 M			
	壁面距離について、その関係者と話し合いをした日付	平成 年 月 日			
	プライバシー等の問題がある場合、目隠しを考慮するか。	す る	し ない		
4 工事方法・騒音・振動	イ 杭打機、穿孔機などを利用する作業があるか。	あ る	な い		
	ロ びょう打機、インパクトレンチを使用する作業があるか。	あ る	な い		
	ハ さく岩機、コンクリートカッターを使用する作業があるか。	あ る	な い		
	ニ ブルドーザー、パワーシャベル、バックホーなどの掘削機械を使用する作業があるか。	あ る	な い		
	ホ 振動タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマーなどを使用する作業があるか。	あ る	な い		
	ヘ 空気圧縮機電動機以外の原動機で15KW以上のものを使用する作業があるか。	あ る	な い		
	ト コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業があるか。	あ る	な い		
	チ 電動工具を使用するハツリ作業およびコンクリート仕上げ作業があるか。	あ る	な い		
	リ コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業があるか。	あ る	な い		
	ヌ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブロック造の解体破壊作業があるか。	あ る	な い		
ル 工事用大型車（トラック、ダンプ、ミキサー車など）の通行があるか。	あ る	な い			

第9号様式(3)

区 分	事 項	該 当 に 印		特記事項	備 考
5 資材等の管理	イ この事業計画を実施するための工事用資材置場を計画敷地内に確保してあるか。	あ る	な い		
	ロ 同上を計画敷地以外の近接地に確保してあるか。	あ る	な い		
6 工事中の隣地関係	イ 工事の施行に際して隣地(上空を含む。)を借用するか。	す る	し ない		
	ロ 上記についてその関係者の同意を得たか。	得 た	得 ない		
	ハ 足場、架台などのために公道を占用(使用)するか。	す る	し ない		
	ニ 公共施設の用地を占用(使用)するか。	す る	し ない		
	ホ 河川敷、水路敷などを占用(使用)するか	す る	し ない		
	ヘ ガス、水道、電気などを敷設するため掘さくするか。	す る	し ない		
	ト 基礎工事などのために事業敷地を公道に沿って掘さくするか。	す る	し ない		
	チ 道路の付属物(ガードパイプ、植樹帯など)の移設撤去等をする必要があるか。	あ る	な い		
7 工事中並びに竣工後の安全対策	イ 落下物等に対するシート、網、アサガオ等の防護対策を考慮するか。	す る	し ない		
	ロ この計画建築物の中には、振動または騒音を発する施設があるか。	あ る	な い		
	ハ 同上の施設がある場合、その予防、防止措置を講じてあるか。	あ る	な い		
	ニ 同上の施設のあることを近隣の人に説明してあるか。	あ る	な い		
	ホ 工事現場に仮囲いを設置するか。	す る	し ない		
	ヘ 火災等の防止対策として、どのようなことをするか。	具体的に記入すること。			
8 その他の事項	イ その他の障害が生じた場合、対策を考慮するか。	す る	し ない		

第10号様式(1)

近隣関係者名簿(中高層建築物)

1 日照にかかる近隣関係者

番号	氏名	住所	処理状況

2 建物からの指定距離内にある近隣関係者

番号	氏名	住所	処理状況
1			
2			

3 その他の近隣関係者

番号	氏名	住所	処理状況
(1)			
(2)			

第10号様式(2)

1 開発地に隣接する近隣関係者

番号	氏名	住所	処理状況

2 漁業関係団体

番号	氏名	住所	処理状況

3 その他の近隣関係者

番号	氏名	住所	利害関係事由	処理状況

第11号様式

このたび届出のあった_____のし尿
浄化槽設置について別図のとおり_____川に放流すること
に下記条件を附し同意する。

(条件)

(1) し尿浄化槽の維持管理については、維持管理業者に委託し完全に行うこと。
(2) 浄化槽の浄化不完全の場合速やかに使用を停止し、責任をもって改善し使用を開始する
こと。

(3) その他の条件

イ
ロ
ハ

関係機関(河川管理者、道路管理者、土地改良区、水利組合等)

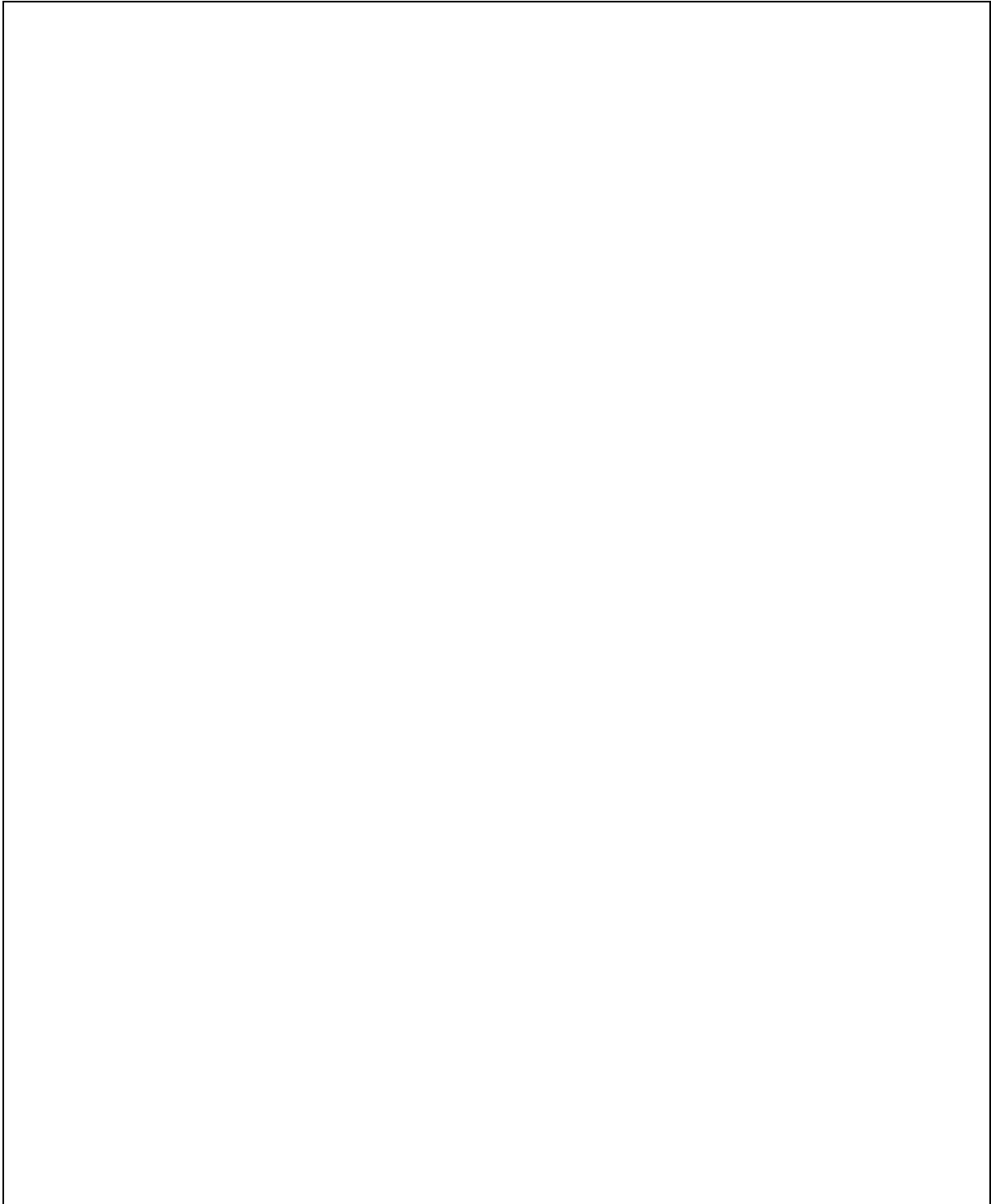
住 所 氏 名 印

下流関係者

住 所 氏 名 印

(別紙図面)

排水の下流及び下流関係者の同意の系統見取図



- 記載事項
- 1 排水経路は一級河川又は 100m先下流まで記載する事
 - 2 できるだけくわしく下流沿いの所有地及び建物を記入し同意者氏名を記入の事
 - 3 放水先が用水路である場合はその関係の同意者氏名も記入のこと。

テレビ電波障害事前調査報告書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所

事業者

氏 名

印

山ノ内町 番地に計画している建築物に起因するテレビ電波障害について事前調査を行いましたので、下記資料を添付し報告いたします。

記

1 テレビ電波障害事前調査報告書

平成 年 月 日調査

テレビ電波障害改善対策書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所

事業者

氏 名

印

山ノ内町 番地に計画している建築物に起因するテレビ電波障害について、
下記のとおりその改善対策を実施いたします。

記

- 1 障 害 区 域 別添調査報告書による
- 2 障害改善方法 別添障害対策図による
- 3 障害改善対策実施期限

上記建築物の竣工までに完了いたします。